

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,500,000,000
第四種優先株式	50,100
第五種優先株式	167,000
第六種優先株式	70,001
第七種優先株式	167,000
第八種優先株式	115,000
第九種優先株式	115,000
計	1,500,684,101

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	789,080,477	1,008,780,477	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)1, 2
第1回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 3, 5
第2回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 3, 5
第3回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 3, 5
第4回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 3, 5
第9回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 3, 5
第10回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 3, 5
第11回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 3, 5
第12回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 3, 5
第1回第六種優先株式	70,001	同左	—	(注)2, 4, 5
計	789,183,878	1,008,883,878	—	—

(注) 1 平成21年6月22日付で募集による新株式発行を行ったことに伴い、普通株式が219,700,000株増加いたしました。なお、提出日現在の発行数には、平成21年6月23日から有価証券報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減及び新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 当社は、平成21年1月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施するとともに、単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。なお、優先株式については株式分割を実施していないことから、単元株式数を定めておりません。

3 第1回第四種優先株式、第2回第四種優先株式、第3回第四種優先株式、第4回第四種優先株式、第9回第四種優先株式、第10回第四種優先株式、第11回第四種優先株式、第12回第四種優先株式(以下、第1回から第4回及び第9回から第12回までの各回の第四種優先株式をそれぞれ「各回第四種優先株式」という)の主な内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

当会社は、剰余金の配当を行うときは、各回第四種優先株式を有する株主(以下「各回第四種優先株主」という。下記5において同じ)または各回第四種優先株式の登録株式質権者(以下「各回第四種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各回第四種優先株式1株につき135,000円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(2)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。

ある事業年度において、各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

当会社は、中間配当を行うときは、各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各回第四種優先株式1株につき67,500円を支払う。

(3) 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各回第四種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。

各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対しては、上記3,000,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

各回第四種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。

(5) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、各回第四種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

当社は、各回第四種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当社は、各回第四種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 取得請求

各回第四種優先株主は、普通株式の交付と引換えに各回第四種優先株式の取得を請求することができる。

取得請求期間

平成15年2月8日から平成40年2月7日まで。

取得の条件

ア. 取得請求権行使価額

取得請求権行使価額は3,188円とする。

イ. 取得請求権行使価額の修正

各回第四種優先株主が当会社に対し各回第四種優先株式の取得を請求した日(以下「修正日」という)において、取得請求権行使価額は、(i)修正日の前日において有効な取得請求権行使価額、または、(ii)修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)相当額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)のいずれか小さい金額に修正される(以下「修正後取得請求権行使価額」という)。ただし、修正後取得請求権行使価額が1,051円(ただし、下記ウ.により調整される)(以下「下限取得請求権行使価額」という)を下回る場合には、下限取得請求権行使価額をもって修正後取得請求権行使価額とする。なお、修正日に先立つ45取引日目から修正日までの間に下記ウ.により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後取得請求権行使価額はウ.に準じて調整される。なお、修正後取得請求権行使価額は、修正日に取得請求がなされた当該各回第四種優先株式についてのみ適用される。

ウ. 取得請求権行使価額の調整

(ア)各回第四種優先株式発行後、次の(i)から(v)までのいずれかに該当する場合には、取得請求権行使価額は、下記に定める各々該当する算式(以下「取得請求権行使価額調整式」といい、取得請求権行使価額調整式により調整された取得請求権行使価額を、以下、「調整後取得請求権行使価額」という)により調整される。

(I)下記(i)ないし(iii)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

		新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換型証券(下記(iii)に定義される)もしくは新株予約権(下記(iii)に定義される)に関する計算の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項の定める事由の発生または新株予約権の行使により交付され得る普通株式数	×	普通株式1株あたりの払込金額(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を含む)	
既発行普通株式数 +					
調整後取得請求権行使価額	=	調整前取得請求権行使価額 ×	時価		
		新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換型証券(下記(iii)に定義される)もしくは新株予約権(下記(iii)に定義される)に関する計算の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項の定める事由の発生または新株予約権の行使により交付され得る普通株式数			

(Ⅱ) 下記(iv)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\text{調整後取得請求権行使価額} = \text{調整前取得請求権行使価額} \times \frac{\text{普通株式1株につき割り当てられた特別現金配当(下記(iv)に定義される)または債務証券もしくは資産の分配に関する基準日(権利を有する株主を確定するために定められた日を以下「基準日」という)(下記(iv)に定義される)における適正市場価格(*)}}{\text{時価}}$$

(*)かかる適正市場価格に関しては、当会社の取締役会(以下「取締役会」という)が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)に評価させるものとする。

(Ⅲ) 下記(v)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\text{調整後取得請求権行使価額} = \text{調整前取得請求権行使価額} \times \frac{\text{時価} \times \text{既発行普通株式数} - \text{下記(v)に従って、取得される普通株式(または、転換型証券もしくは新株予約権)の総数につき、当会社が支払うべき対価の総額}}{\text{時価} \times (\text{既発行普通株式数} - \text{下記(v)において、取得される普通株式数(または、転換型証券もしくは新株予約権の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付される普通株式数)})}$$

なお、上記取得請求権行使価額調整式中の、「時価×既発行普通株式数－(下記(v)に従って、取得される普通株式(または、転換型証券もしくは新株予約権)の総数につき、当会社が支払うべき対価の総額)」の値が1未満になる場合は、かかる値は1として計算されるものとする。

調整後取得請求権行使価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

- (i) 当会社が、取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合(新株予約権の行使または転換型証券にかかる取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生による普通株式の交付の場合を除く)

取得請求権行使価額は、上記(I)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、基準日を設けて株主に当該普通株式の割当てを受ける権利が付与されるときは、その基準日の翌日を、それ以外の場合は当該普通株式の払込の日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

- (ii) 株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する場合

取得請求権行使価額は、上記(I)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)の翌日にかかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

ただし、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する旨取締役会で決議する場合において、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の日よりも前を株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)とする場合には、当該株主総会の終結の日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

- (iii) 取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに当会社に当該証券の取得を請求する権利もしくは当会社が当該証券を取得することができる旨の条項が付された証券(当該各回第四種優先株式と同時に発行される他の各回第四種優先株式を除く。以下「転換型証券」という)または当会社に普通株式の交付を請求することができる権利(当会社の発行する社債に付された新株予約権を含む)(以下「新株予約権」という)を発行する場合

取得請求権行使価額は、上記(Ⅰ)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、基準日を設けて株主に転換型証券または新株予約権の割当てを受ける権利が付与されるときは、その基準日の翌日を、それ以外のときは当該転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ててゐる場合は、当該基準日、基準日を設けずに割当ててゐる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。当該転換型証券または新株予約権を発行する場合、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日に、発行される転換型証券の全額が普通株式の交付と引換えに取得されたものとみなし、または発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後取得請求権行使価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額がかかる転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ててゐる場合は、当該基準日、基準日を設けずに割当ててゐる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換型証券または新株予約権についての1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額が定められていない場合には、かかる転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額が確定した日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。また、当該発行される転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額がかかる転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ててゐる場合は、当該基準日、基準日を設けずに割当ててゐる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換型証券または新株予約権についての1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額が定められている場合は、株主に転換型証券または新株予約権の割当てを受ける権利が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ててゐる場合は、当該基準日、基準日を設けずに割当ててゐる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とするが、転換型証券または新株予約権は、1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額(ただし、希薄化防止のための調整は考慮しないものとする)により、かかる取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付されうる最大数の普通株式が交付されたものとみなされる。その後、かかる転換型証券の取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付されうる最大の普通株式数、または取得請求権行使価額、取得価額もしくは行使価額の最低価額について変更(かかる転換型証券または新株予約権の希薄化防止条項に基づく変更を含むが、これに限定されない)が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は、各回第四種優先株式の取得請求権行使の直前において、当該変更を反映させるべく再計算されるものとする(ただし、調整後取得請求権行使価額が、これらの転換型証券または新株予約権の発行またはみなし発行により本(Ⅲ)に基づき行われた調整ないし再計算の結果、従前に減少したことがない限りは調整後取得請求権行使価額の増加を行うことができず、従前に減少したことがある場合は、かかる減少のうちいかなる減少の額をも超えて調整後取得請求権行使価額の増加を行うことができないものとする)が、かかる転換型証券の取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により、実際に普通株式が交付されたかまたは対価が支払われた場合には、かかる再計算は行わないものとする。また、その後、かかる転換型証券に係る取得請求権、取得条項に定める事由または新株予約権のいずれかが消滅した場合には、調整後取得請求権行使価額は、各回第四種優先株式の取得請求権行使の直前において、かかる転換型証券の取得請求権の行使、取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により実際に交付された普通株式数のみを反映させるべく再計算されるものとする。

各回第四種優先株式の発行時において残存するすべての転換型証券および新株予約権は、各回第四種優先株式の発行日の翌日において発行されたものとみなされる。

- (iv) 当会社が、普通株式を有するすべての株主に対して、特別現金配当または債務証書もしくは資産の分配(特別現金配当以外の金銭による剰余金の配当を除く)を行う場合

かかる配当または分配の際に適用される取得請求権行使価額は、上記(Ⅱ)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整される。当会社がかかる特別現金配当または分配を行うたびに、取得請求権行使価額の調整は行われるものとし、当該特別現金配当については、対象となる事業年度(以下に定義する)の末日の翌日を、また、分配を受ける権利については、分配を受ける権利を有する株主を確定するために定められた基準日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

「特別現金配当」とは、当会社が対象となる事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当の合計額に基づく配当利回り(以下に定義する)が、5%に直前の3事業年度の各事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当の各合計額に基づく配当利回りの平均値を加えた値を超過する場合の金額とする。

「事業年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。ただし、当会社が3月31日以外の日に終了するように事業年度を変更した場合、事業年度は、かかる変更に応じて変更されたものとみなされる。

「配当利回り」とは、下記の算式により求められる率とする。

対象となる事業年度中の日を基準日とする金銭による
剰余金の配当について、当会社が決定した普通株式1株
あたりの金銭による剰余金の配当の合計額
対象となる事業年度の東京証券取引所における普通株
式の毎日(終値のない日を除く)の終値の平均値

$$\times 100\%$$

- (v) 当会社が、普通株式の取得を、かかる取得日(以下「取得日」という)における普通株式1株あたりの時価を上回る1株あたりの価額をもって行う場合(当会社が会社法の規定に従い市場取引等により普通株式を取得する場合および単元未満株式買取請求権の行使に関連して普通株式を取得する場合を除く)、または、転換型証券もしくは普通株式の交付を受けることができる権利が付されたその他の証券の償還もしくはその他の事由による取得を、取得日における普通株式の1株あたりの時価を上回る普通株式1株あたりの対価をもって行う場合
かかる取得の際において適用される取得請求権行使価額は、上記(Ⅲ)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整される。当会社が普通株式またはかかる証券を償還またはその他の事由により取得するたびに、取得請求権行使価額の調整は行われるものとし、取得日の翌日にかかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。
- (イ) 株式交換、株式移転、会社分割、合併、資本金の額の減少、普通株式の併合その他上記(ア)に該当しない希薄化事由により取得請求権行使価額の調整を必要とする場合には、上記(ア)に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。
- (ウ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日(ただし、上記(ア)(ii)ただし書きの場合には株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日))に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、調整後取得請求権行使価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記(ア)により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は上記(ア)に準じて調整される。
- (エ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「調整前取得請求権行使価額」は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日において有効な取得請求権行使価額とする。
- (オ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、権利を有する株主を確定するための基準日がある場合はその日、権利を有する株主を確定するための基準日がない場合は調整後取得請求権行使価額の適用開始日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(ただし、普通株式に係る自己株式数を除く)とする。
- (カ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「普通株式1株あたりの払込金額」は、それぞれ、上記(ア)(i)の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には、取締役会が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)により評価されたかかる払込の適正市場価格)、上記(ア)(ii)の場合には0円、上記(ア)(iii)の場合には普通株式1株あたりの当該取得請求権行使価額または普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額および行使に際しての払込金額の合計額とする。
- (キ) 本ウ.(上記ウ.を除く)において「普通株式」とは、普通株式、および(i)剰余金の配当または残余財産分配における優先権がなく、かつ(ii)償還可能ではない株式が含まれるものとする。
- エ. 上記ウ.により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても、取得請求権行使価額調整式を、「取得請求権行使価額」を「下限取得請求権行使価額」に置き換えた上で適用して同様の調整を行い、上記ウ.(イ)により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。下限取得請求権行使価額の調整は、上記ウ.(イ)に基づく取得請求権行使価額の調整と同時に有効になるものとする。

オ. 各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数

各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は次のとおりとする。

$$\text{各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{各回第四種優先株主が取得請求権行使のために提出した各回第四種優先株式の払込金額総額}}{\text{取得請求権行使価額}}$$

各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数は、会社法第167条第3項の規定によりこれを取り扱う。また、この算出に当たって単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求権が行使されたものとし、現金精算する。

なお、本オ.に従う限り、いかなる数の各回第四種優先株式を有していたとしても、その各回第四種優先株主1人が行う1回の取得請求により、普通株式1単元に満たない部分は1つより多くは生じない。

カ. 各回第四種優先株式の取得と引換えに交付する株式の内容

当会社普通株式

キ. 取得請求受付場所

東京都中央区八重洲二丁目3番1号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

ク. 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求書が上記キ.の取得請求受付場所に到着した日に発生する。

一斉取得

ア. 当会社は、取得請求期間中に取得の請求がなされなかった各回第四種優先株式については、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という)をもって、各回第四種優先株式1株の払込金額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。ただし、当該平均値が5,000円を下回るときは、各回第四種優先株式1株の払込金額を5,000円で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。

イ. 前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。

(7) 発行の方法

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクに各回第四種優先株式を直接全額割り当てる方法により発行する。

(8) 各回第四種優先株式の保有に関する事項についての当会社とザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの間の取決めの内容

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、当会社との間で平成15年1月15日締結の優先株式引受契約書(以下「各回第四種優先株式引受契約書」という)において、当会社により割り当てられ保有する各回第四種優先株式につき、一定の場合を除き、譲渡その他の処分を行わないこと等を約している。(なお、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが、各回第四種優先株式引受契約書に従い、各回第四種優先株式を譲渡した場合には、各回第四種優先株式引受契約書に定める権利義務は、当該各回第四種優先株式を譲り受けた者に承継される)

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め(ある種類の株式の内容として、会社の行為が種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときに種類株主総会の決議を要しない旨の定め)の有無
該当事項なし。

4 第1回第六種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

当会社は、剰余金の配当を行うときは、第1回第六種優先株式を有する株主(以下「第1回第六種優先株主」という。下記5において同じ)または第1回第六種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回第六種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき88,500円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(2)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。

ある事業年度において、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

- (2) 優先中間配当金
当社は、中間配当を行うときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき44,250円を支払う。
- (3) 残余財産の分配
当社は、残余財産を分配するときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、上記3,000,000円のほか、残余財産の分配は行わない。
- (4) 取得条項
当社は、第1回第六種優先株式発行後、平成23年3月31日以降はいつでも、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円の金銭の交付と引換えに、第1回第六種優先株式の一部または全部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。
- (5) 議決権
第1回第六種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。
- (6) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等
当社は、法令に定める場合を除き、第1回第六種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
当社は、第1回第六種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
当社は、第1回第六種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。
- (7) 発行の方法
第三者割当ての方法により、適格機関投資家(金融商品取引法に定義される)に割り当てる。
- (8) 第1回第六種優先株式の保有に関する事項についての当会社と割当先との取決めの内容
割当先が第1回第六種優先株式を第三者に譲渡する場合には、当会社による事前の同意を必要とする。
ただし、第1回第六種優先株式の払込期日(平成17年3月29日)後8年目の応当日以降はこの限りではない。
- (9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め(ある種類の株式の内容として、会社の行為が種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときに種類株主総会の決議を要しない旨の定め)の有無
該当事項なし。
- 5 各回第四種優先株主及び第1回第六種優先株主は、株主総会において議決権を有しておりません(ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有します)。これは、当該優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は平成13年改正旧商法に基づき新株予約権を発行しております。

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	1,081個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	108,100株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 6,698円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 6,698円 資本組入額 3,349円	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は、当社普通株式100株であります。

2 払込金額は、新株予約権発行後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により調整される。ただし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整される。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成16年4月1日～ 平成17年3月31日 (注) 1	332,869.96	7,260,979.49	—	1,247,650,000	—	1,247,762,659
平成17年3月29日 (注) 2	70,001	7,330,980.49	105,001,500	1,352,651,500	105,001,500	1,352,764,159
平成17年4月1日～ 平成18年3月31日 (注) 3	922,593.28	8,253,573.77	—	1,352,651,500	—	1,352,764,159
平成18年1月31日 (注) 4	80,000	8,333,573.77	45,220,000	1,397,871,500	45,220,000	1,397,984,159
平成18年2月28日 (注) 5	40,700	8,374,273.77	23,005,675	1,420,877,175	23,005,675	1,420,989,834
平成18年5月17日 (注) 6	△68,000	8,306,273.77	—	1,420,877,175	—	1,420,989,834
平成18年8月11日 (注) 7	—	8,306,273.77	—	1,420,877,175	△1,000,000,000	420,989,834
平成18年9月1日 (注) 8	249,015	8,555,288.77	—	1,420,877,175	221,365,710	642,355,545
平成18年9月6日 (注) 9	△67,000	8,488,288.77	—	1,420,877,175	—	642,355,545
平成18年9月29日 (注) 10	△439,534	8,048,754.77	—	1,420,877,175	—	642,355,545
平成18年10月11日 (注) 11	△195,000	7,853,754.77	—	1,420,877,175	—	642,355,545
平成20年4月30日 (注) 12	157,151	8,010,905.77	—	1,420,877,175	—	642,355,545
平成20年5月16日 (注) 13	△16,700	7,994,205.77	—	1,420,877,175	—	642,355,545
平成21年1月4日 (注) 14	781,189,672.23	789,183,878	—	1,420,877,175	—	642,355,545

- (注) 1 優先株式の普通株式への転換により、第一種優先株式が32,000株、第三種優先株式が105,000株、第13回第四種優先株式が7,912株それぞれ減少し、普通株式が477,781.96株増加いたしました。
- 2 有償第三者割当 第1回第六種優先株式 発行価額 3,000千円 資本組入額 1,500千円
- 3 優先株式の普通株式への転換により、第13回第四種優先株式が107,087株減少し、普通株式が1,029,680.28株増加いたしました。
- 4 有償一般募集 普通株式 発行価額 1,130千円 資本組入額 565千円
- 5 有償第三者割当 普通株式 発行価額 1,130千円 資本組入額 565千円
- 6 優先株式の取得及び消却を実施したことに伴い、第一種優先株式が35,000株、第二種優先株式が33,000株減少いたしました。
- 7 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。
- 8 SMBCフレンド証券株式会社の完全子会社化に係る株式交換による普通株式の増加(交換比率 1 : 0.0008)
- 9 優先株式の取得及び消却を実施したことに伴い、第二種優先株式が67,000株減少いたしました。
- 10 優先株式の取得及び消却を実施したことに伴い、第三種優先株式が500,000株減少いたしました。また第三種優先株式に係る取得請求権の行使に伴い、普通株式が60,466株増加いたしました。
- 11 優先株式の取得及び消却を実施したことに伴い、第三種優先株式が195,000株減少いたしました。
- 12 第5回第四種優先株式、第6回第四種優先株式、第7回第四種優先株式及び第8回第四種優先株式の全株式につき取得請求権が行使されたことに伴い、普通株式が157,151株増加いたしました。
- 13 第5回第四種優先株式、第6回第四種優先株式、第7回第四種優先株式及び第8回第四種優先株式の全株式を消却したことに伴い、第四種優先株式が16,700株減少いたしました。
- 14 普通株式1株につき100株の株式分割を実施したことに伴い、普通株式が781,189,672.23株増加いたしました。
- 15 平成21年6月22日付で募集による新株式発行を行ったことに伴い、普通株式が219,700,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ413,695,100千円増加いたしました。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

(平成21年3月31日現在)

(平成21年3月31日現在)

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	7	404	87	7,586	992	66	208,691	217,833	—
所有株式数（単元）	4,887	2,840,389	89,465	1,418,712	2,601,110	263	914,621	7,869,447	2,135,777
所有株式数の割合（％）	0.06	36.10	1.14	18.03	33.05	0.00	11.62	100.00	—

(注) 1 自己株式3,688,418株は「個人その他」に36,884単元、「単元未満株式の状況」に18株含まれております。

2 「その他の法人」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、237単元含まれております。

第1回第四種優先株式

(平成21年3月31日現在)

（平成21年3月31日現在）

区分	株式の状況								単元未満株式の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数（株）	—	—	—	—	4,175	—	—	4,175	—
所有株式数の割合（％）	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

第2回第四種優先株式

(平成21年3月31日現在)

区分	株式の状況								単元未満 株式の状況
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	—	—	—	4,175	—	—	4,175	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

第3回第四種優先株式

(平成21年3月31日現在)

区分	株式の状況								単元未満株式の状況
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	—	—	—	4, 175	—	—	4, 175	—
所有株式数 の割合 (%)	—	—	—	—	100. 00	—	—	100. 00	—

第4回第四種優先株式

(平成21年3月31日現在)

区分	株式の状況								単元未満株式の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	—	4, 175	—	—	4, 175	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	100. 00	—	—	100. 00	—

第9回第四種優先株式

(平成21年3月31日現在)

区分	株式の状況								単元未満株式の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	—	4, 175	—	—	4, 175	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	100. 00	—	—	100. 00	—

第10回第四種優先株式

(平成21年3月31日現在)

区分	株式の状況								単元未満株式の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	—	4, 175	—	—	4, 175	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	100. 00	—	—	100. 00	—

第11回第四種優先株式

(平成21年 3月31日現在)

区分	株式の状況								単元未満株式の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	—	4, 175	—	—	4, 175	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	100. 00	—	—	100. 00	—

第12回第四種優先株式

(平成21年 3月31日現在)

区分	株式の状況								単元未満株式の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	—	4, 175	—	—	4, 175	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	100. 00	—	—	100. 00	—

第1回第六種優先株式

(平成21年 3月31日現在)

区分	株式の状況							単元未満株式の状況	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	4	—	—	—	—	—	4	—
所有株式数(株)	—	70,001	—	—	—	—	—	70,001	—
所有株式数の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

(6) 【大株主の状況】
普通株式

(平成21年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	60,645,100	7.68
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	50,694,100	6.42
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	42,597,400	5.39
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	15,466,682	1.96
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	13,340,000	1.69
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行 兜町証券決 済業務室)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	9,571,835	1.21
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT CHINA TREATY CLIENTS (常任代理人 株式会社三井住 友銀行)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000AUSTRALIA (東京都千代田区有楽町一丁目1番2 号)	9,091,200	1.15
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERS (常任代理人 株式会社三井住 友銀行)	ONE WALL STREET, NEW YORK, N.Y. 10286, U.S.A. (東京都千代田区有楽町一丁目1番2 号)	8,359,500	1.05
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(住友信託銀行再 信託分・住友生命保険相互会社 退職給付信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	7,700,000	0.97
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	7,140,000	0.90
計	—	224,605,817	28.46

第1回第四種優先株式

(平成21年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

第2回第四種優先株式

(平成21年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4, 175	100. 00
計	—	4, 175	100. 00

第3回第四種優先株式

(平成21年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4, 175	100. 00
計	—	4, 175	100. 00

第4回第四種優先株式

(平成21年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4, 175	100. 00
計	—	4, 175	100. 00

第9回第四種優先株式

(平成21年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディ ング ツー コーポ (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4, 175	100. 00
計	—	4, 175	100. 00

第10回第四種優先株式

(平成21年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディ ング ツー コーポ (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4, 175	100. 00
計	—	4, 175	100. 00

第11回第四種優先株式

(平成21年 3 月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディング ツー コーポ (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番 1 号)	4, 175	100. 00
計	—	4, 175	100. 00

第12回第四種優先株式

(平成21年 3 月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディング ツー コーポ (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番 1 号)	4, 175	100. 00
計	—	4, 175	100. 00

第 1 回第六種優先株式

(平成21年 3 月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	23, 334	33. 33
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目 5 番12号	20, 000	28. 57
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 2 番 3 号	16, 667	23. 81
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番 2 号	10, 000	14. 29
計	—	70, 001	100. 00

(注) 1 株式会社三井住友銀行が所有している普通株式につきましては、会社法施行規則第67条の規定により議決権の行使が制限されております。

2 アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーから平成20年 9 月19日付で株券等の大量保有の状況に関する変更報告書の提出があり、平成20年 9 月15日現在で以下の普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末日における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は次のとおりであり、保有株券等の数は、平成21年 1 月 4 日付で実施した株式分割勘案前の株式数であります。

大量保有者名	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー (他共同保有者 2 名)
保有株券等の数	336, 354株(共同保有者分を含む。)
株券等保有割合	4. 26%

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成21年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第四種優先株式 33,400 第六種優先株式 70,001	—	(1)株式の総数等 発行済株式参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,688,400 (相互保有株式) 普通株式 16,361,400	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 766,894,900	7,668,949	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)1
単元未満株式	普通株式 2,135,777	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)2,3
発行済株式総数	789,183,878	—	—
総株主の議決権	—	7,668,949	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、23,700株(議決権237個)含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式18株が含まれております。

3 「単元未満株式」の欄には、株主名簿上は株式会社三井住友銀行名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が60株含まれております。

【自己株式等】

(平成21年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町 一丁目1番2号	3,688,400	—	3,688,400	0.46
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町 一丁目1番2号	13,340,000	—	13,340,000	1.69
大和証券エスエムビーシー 株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号	3,021,300	—	3,021,300	0.38
株式会社オーエムシー カード	東京都港区港南二丁目 16番4号	100	—	100	0.00
計	—	20,049,800	—	20,049,800	2.54

(注) 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

株式会社三井住友銀行が、平成14年6月27日開催の第1期定時株主総会の特別決議に基づいて平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権1,620個を発行しておりましたが、平成14年8月29日開催の取締役会において、同行の新株予約権者の利益を従来どおり確保する観点から、株式会社三井住友フィナンシャルグループが株式移転に際し、同行の発行した新株予約権1,620個に係る義務を次のとおり承継することを決定いたしました。また、上記新株予約権1,620個に係る義務を当社が承継することについて、同行の平成14年9月26日開催の第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第五種優先株式に係る種類株主総会並びに平成14年9月27日開催の臨時株主総会(普通株式に係る種類株主総会を兼ねる。)において、承認可決されました。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成14年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の役職員 677人
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,620株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 673,000円
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から平成24年6月27日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 決議年月日は、株式会社三井住友銀行における発行決議日を記載しております。

2 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は1株であります。

3 払込金額は、新株予約権発行後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により調整される。ただし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整される。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 旧商法第220条ノ6の規定に基づく端株の買取請求による普通株式の取得
会社法第155条第7号の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得
会社法第155条第13号及び会社法施行規則第27条第5項の規定に基づく株式交換に対する反対株主の買取請求による普通株式の取得
会社法第155条第4号の規定に基づく取得請求による優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当ありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当ありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

旧商法第220条ノ6の規定に基づく端株の買取請求による普通株式の取得

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	普通株式	822.66	537,857,546
当期間における取得自己株式	—	—	—

会社法第155条第7号の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	普通株式	68,082	218,038,645
当期間における取得自己株式	普通株式	17,411	61,275,670

(注) 当期間における取得自己株式には、平成21年6月1日から有価証券報告書提出日までに取得した自己株式は含まれておりません。

会社法第155条第13号及び会社法施行規則第27条第5項の規定に基づく株式交換に対する反対株主の買取請求による普通株式の取得

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	普通株式	539	187,256,000
当期間における取得自己株式	—	—	—

会社法第155条第4号の規定に基づく取得請求による優先株式の取得

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	第5回第四種優先株式	4,175	—
	第6回第四種優先株式	4,175	—
	第7回第四種優先株式	4,175	—
	第8回第四種優先株式	4,175	—
当期間における取得自己株式	—	—	—

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	株式の種類	当事業年度		当期間	
		株式数 (株)	処分価額の 総額(円)	株式数 (株)	処分価額の 総額(円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己 株式	第5回第四種優先株式	4,175	—	—	—
	第6回第四種優先株式	4,175	—	—	—
	第7回第四種優先株式	4,175	—	—	—
	第8回第四種優先株式	4,175	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に 係る移転を行った取得自己株 式	普通株式	32,919	39,829,109,361	—	—
その他 (端株の買増請求による売渡 し)	普通株式	480.45	581,685,723	—	—
その他 (単元未満株式の買増請求に よる売渡し)	普通株式	27,526	326,105,710	6,334	74,444,427
保有自己株式数	普通株式	3,688,418	—	3,699,495	—

(注) 1 当期間の取得自己株式の処理状況及び保有状況には、平成21年6月1日から有価証券報告書提出日までに単元未満株式の買増請求及びストック・オプションの権利行使によって売り渡した自己株式、及び単元未満株式の買取請求によって取得した自己株式は含まれておりません。

2 平成21年1月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施したことに伴い、普通株式の自己株式が3,611,383.38株増加いたしました。

3 【配当政策】

当社は、銀行持株会社としての公共性に鑑み、健全経営確保の観点から当社グループ全体の内部留保の充実に留意しつつ、企業価値の持続的な向上を通じて、安定的かつ継続的に利益配分の増加を図る方針であり、中期経営計画「LEAD THE VALUE 計画」においても、株主の皆さまへの利益還元強化を図るべく、連結当期純利益に対する配当性向を20%超とすることを目標としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。また、期末配当は株主総会の決議事項、中間配当は取締役会の決議事項とし、中間配当につきましては、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。

当事業年度の普通株式1株当たりの配当金につきましては、昨年来の金融市場の混乱、株価の大幅な下落、及び国内外の急激な景気悪化等により連結当期純損失となりましたことから、誠に遺憾ではございますが、本年1月4日付で実施いたしました株式分割を勘案した水準で前事業年度対比30円減配の90円いたしました。また、各種優先株式は、それぞれ所定の金額といたしました。

内部留保につきましては、企業価値の更なる向上を目指し、「成長事業領域の重点的強化」と「持続的成長に向けた企業基盤の整備」の2点を基軸とした戦略施策に投入してまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下の通りであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成20年11月14日取締役会	普通株式	54,753	7,000
	第四種優先株式	2,254	67,500
	第六種優先株式	3,097	44,250
平成21年6月26日定時株主総会	普通株式	15,707	20
	第四種優先株式	2,254	67,500
	第六種優先株式	3,097	44,250

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

普通株式

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	854,000	1,370,000	1,390,000	1,210,000	9,640
最低(円)	599,000	659,000	1,010,000	633,000	2,585

(注) 1 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 当社は、平成21年1月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施いたしました。第7期の最高・最低株価は、当該株式分割が期首に行われたと仮定した場合の株価を記載しております。

優先株式

各種優先株式は、いずれも金融商品取引所に上場されていません。

(2) 【最近 6 月間の月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成20年10月	11月	12月	平成21年 1 月	2 月	3 月
最高(円)	6,720	4,610	4,110	4,250	3,770	4,070
最低(円)	3,150	2,685	2,926	3,050	2,735	2,585

(注) 1 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 当社は、平成21年 1 月 4 日付で普通株式 1 株につき100株の株式分割を実施いたしました。上記の最高・最低株価は、当該株式分割が期首に行われたと仮定した場合の株価を記載しております。

優先株式

各種優先株式は、いずれも金融商品取引所に上場されておりません。

5 【役員の状況】

(平成21年6月29日現在)

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役会長 (代表取締役)	奥 正 之	昭和19年12月2日生	昭和43年4月 平成6年6月 平成10年11月 平成11年6月 平成13年1月 平成13年4月 平成14年12月 平成14年12月 平成15年6月 平成17年6月	株式会社住友銀行入行 同取締役 同常務取締役 同常務取締役兼常務執行役員 同専務取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員 同取締役辞任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務取締役 同取締役退任 株式会社三井住友銀行副頭取兼副頭取執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長(現職) 株式会社三井住友銀行頭取兼最高執行役員(現職)	平成21年6月26日開催の定時株主総会での選任後平成22年度に関する定時株主総会の終結の時まで	普通株式 4,300
取締役社長 (代表取締役)	北 山 禎 介	昭和21年10月26日生	昭和44年4月 平成9年6月 平成11年6月 平成11年6月 平成12年4月 平成12年6月 平成13年4月 平成15年6月 平成16年4月 平成16年6月 平成16年6月 平成17年6月	株式会社三井銀行入行 株式会社さくら銀行取締役 同取締役辞任 同執行役員 同常務執行役員 同常務取締役兼常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ副社長執行役員 株式会社三井住友銀行取締役辞任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役副社長 同取締役社長(現職) 株式会社三井住友銀行取締役会長(現職)	平成20年6月27日開催の定時株主総会での選任後平成21年度に関する定時株主総会の終結の時まで	普通株式 3,600
専務取締役	谷 沢 文 彦	昭和27年4月2日生	昭和51年4月 平成15年6月 平成16年7月 平成18年10月 平成21年4月 平成21年6月	株式会社三井銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループリスク統括部付部長 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 同専務取締役(現職)	平成21年6月26日開催の定時株主総会での選任後平成22年度に関する定時株主総会の終結の時まで	普通株式 1,500
取締役	國 部 毅	昭和29年3月8日生	昭和51年4月 平成15年6月 平成16年4月 平成18年10月 平成19年4月 平成19年6月 平成21年4月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ企画部長 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 同取締役(現職) 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員(現職)	平成21年6月26日開催の定時株主総会での選任後平成22年度に関する定時株主総会の終結の時まで	普通株式 2,088

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役	中 西 智	昭和28年8月31日生	昭和51年4月 平成16年4月 平成18年4月 平成21年4月 平成21年6月	株式会社三井銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員(現職) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	平成21年6月26日開催の定時株主総会での選任後平成22年度に関する定時株主総会の終結の時まで	普通株式 2,400
取締役	藤 井 順 輔	昭和27年12月22日生	昭和51年4月 平成14年12月 平成15年6月 平成18年4月 平成20年4月 平成20年6月 平成21年4月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友フィナンシャルグループ人事部長 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 同取締役(現職) 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員(現職)	平成20年6月27日開催の定時株主総会での選任後平成21年度に関する定時株主総会の終結の時まで	普通株式 2,000
取締役	岩 本 繁	昭和16年3月31日生	昭和40年12月 昭和46年10月 昭和51年3月 平成4年7月 平成11年5月 平成16年1月 平成16年5月 平成17年6月 平成21年6月	公認会計士尾澤修治共同事務所入所 監査法人朝日会計社(現あずさ監査法人)入社 公認会計士登録(現職) 朝日監査法人(現あずさ監査法人)代表社員 同監査法人理事長 あずさ監査法人理事長 同監査法人会長 同監査法人退職 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行取締役(現職)	平成21年6月26日開催の定時株主総会での選任後平成22年度に関する定時株主総会の終結の時まで	普通株式 6,000
取締役	横 山 禎 徳	昭和17年9月16日生	昭和41年4月 昭和48年9月 昭和50年9月 昭和62年7月 平成14年6月 平成14年6月 平成15年4月 平成18年6月	前川國男建築設計事務所入所 デビス・プロディ アンド アソシエーツ入所 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク入社 同社ディレクター(シニア・パートナー) 同社退職 オリックス株式会社取締役(現職) 株式会社産業再生機構監査役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行取締役(現職)	平成20年6月27日開催の定時株主総会での選任後平成21年度に関する定時株主総会の終結の時まで	—
取締役	野 村 晋 右	昭和20年6月13日生	昭和45年4月 平成21年6月	弁護士登録(現職) 柳田法律事務所(現柳田野村法律事務所)弁護士(現職) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行取締役(現職)	平成21年6月26日開催の定時株主総会での選任後平成22年度に関する定時株主総会の終結の時まで	—

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常任監査役	西 尾 弘 樹	昭和26年6月6日生	昭和49年4月 平成13年4月 平成17年6月 平成19年4月 平成20年4月 平成20年6月 平成21年4月 平成21年6月	株式会社三井銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 同取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 株式会社三井住友銀行取締役 同取締役辞任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務取締役 同取締役 同取締役辞任 同常任監査役(現職) 株式会社三井住友銀行監査役(現職)	平成21年 6月26日 開催の定 時株主総 会での選 任後平成 24年度に 関する定 時株主総 会の終結 の時まで	普通 株式 2,900
常任監査役	山 口 洋 二	昭和30年6月14日生	昭和53年4月 平成16年4月 平成16年7月 平成18年4月 平成20年4月 平成20年6月	株式会社三井銀行入行 株式会社三井住友銀行日比谷法人営業部長 同日比谷法人営業第一部長 株式会社三井住友フィナンシャルグループ総務部 部付部長 株式会社三井住友銀行管理部長 同本店上席推進役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常任 監査役(現職)	平成20年 6月27日 開催の定 時株主総 会での選 任後平成 23年度に 関する定 時株主総 会の終結 の時まで	普通 株式 1,000
常任監査役	澤 山 英 夫	昭和30年12月6日生	昭和54年4月 平成16年4月 平成18年4月 平成21年4月 平成21年6月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行神田法人営業第二部長 同人形町法人営業部長 同本店上席推進役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常任 監査役(現職)	平成21年 6月26日 開催の定 時株主総 会での選 任後平成 24年度に 関する定 時株主総 会の終結 の時まで	普通 株式 100
監査役	荒 木 浩	昭和6年4月18日生	昭和29年4月 平成5年6月 平成11年6月 平成14年9月 平成16年6月 平成18年6月	東京電力株式会社入社 同社取締役社長 同社取締役会長 同社顧問(現職) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査役 (現職) 株式会社三井住友銀行監査役(現職)	平成20年 6月27日 開催の定 時株主総 会での選 任後平成 23年度に 関する定 時株主総 会の終結 の時まで	—
監査役	宇 野 郁 夫	昭和10年1月4日生	昭和34年3月 平成9年4月 平成17年4月 平成17年6月 平成18年6月	日本生命保険相互会社入社 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長(現職) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査役 (現職) 株式会社三井住友銀行監査役(現職)	平成21年 6月26日 開催の定 時株主総 会での選 任後平成 24年度に 関する定 時株主総 会の終結 の時まで	—

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
監査役	伊 東 敏	昭和17年 7月25日生	昭和42年 1 月	アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー 日本事務所入所	平成21年 6月26日 開催の定 時株主総 会での選 任後平成 24年度に 関する定 時株主総 会の終結 の時まで	—
			昭和45年12月	公認会計士登録(現職)		
			昭和53年 9 月	アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー パートナー		
			平成 5 年 9 月	朝日監査法人(現あずさ監査法人)代表社員		
			平成13年 8 月	アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー 退職		
				朝日監査法人(現あずさ監査法人)退職		
			平成14年 4 月	中央大学会計専門大学院(現中央大学専門職大学 院)特任教授		
			平成19年 3 月 平成21年 6 月	同大学専門職大学院特任教授退任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査役 (現職) 株式会社三井住友銀行監査役(現職)		
計						普通 株式 25,888

- (注) 1 取締役 岩本 繁、同 横山禎徳、同 野村晋右の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役 荒木 浩、同 宇野郁夫、同 伊東 敏の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、全社外監査役の補欠として補欠監査役を1名選任しております。補欠監査役の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数(株)
角 田 大 憲	昭和42年1月29日生	平成6年4月	弁護士登録(現職) 森綜合法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)弁護士	—
		平成15年3月	中村・角田法律事務所(現中村・角田・松本法律事務所) 弁護士(現職)	

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループでは、「経営理念」を当社グループの経営における普遍的な考え方として定め、企業活動を行う上での拠りどころと位置付けております。経営理念に掲げる考え方を実現するために、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の最優先課題の一つと考えております。

<経営理念>

- お客さまに、より一層価値あるサービスを提供し、お客さまと共に発展する。
- 事業の発展を通じて、株主価値の永続的な増大を図る。
- 勤勉で意欲的な社員が、思う存分にその能力を発揮できる職場を作る。

経営理念に掲げる考え方について、グループでの共有を図るべく、業務全般に亘る行動指針である「行動規範」を経営理念に基づき定め、当社グループの全役職員に周知・浸透を図っております。

<行動規範>

- 株主価値の増大に努めると同時に、お客さま、社員等のステークホルダーとの健全な関係を保つ。信用を重んじ、法律、規則を遵守し、高い倫理観を持ち、公正かつ誠実に行動する。
- 知識、技能、知恵の継続的な獲得・更新を行い、同時にあらゆる面における生産性向上に注力し、他より優れた金融サービスを競争力ある価格で提供する。
- お客さま一人一人の理解に努め、変化するニーズに合った価値を提供することにより、グローバルに通用するトップブランドを構築する。
- 「選択と集中」を実践し、戦略による差別化を図る。経営資源の戦略的投入により、自ら選別した市場においてトッププレイヤーとなる。
- 先進性と独創性を尊び積極果敢に行動し、経営のあらゆる面で常に他に先行することにより、時間的な差別化を図る。
- 多様な価値観を包含する合理性と市場原理に立脚した強い組織を作る。意思決定を迅速化し、業務遂行力を高めるために、厳格なリスクマネジメントの下、権限委譲を進める。
- 能力と成果を重視する客観的な評価・報酬制度の下で、高い目標に取り組んでいくことにより、事業も社員も成長を目指す。

コーポレート・ガバナンス体制

(役員の状況)

当社では監査役制度を採用しております。

役員は取締役9名、監査役6名の体制となっており、このうち取締役3名、監査役3名は社外からの選任であります(平成21年6月29日現在)。

社外取締役には、当社の業務執行に関し、適法性・妥当性確保の観点から専門家(公認会計士・弁護士・経営コンサルタント経験者)を選任しております。社外取締役は、それぞれの豊富な経験と高い識見に基づいた提言や意見表明を行っております。

(取締役会・監査役)

取締役会は原則として月1回開催されておりますが、取締役会の議長には取締役会長が就任、業務全般を統括する取締役社長との分担を図っております。

また、取締役会の機能を補完するため、取締役会の内部には「監査委員会」、「リスク管理委員会」、「報酬委員会」及び「人事委員会」という4つの委員会を設けておりますが、社外取締役はすべての内部委員会の委員(監査委員会及び報酬委員会は社外取締役が委員長)に就任しており、業務執行から離れた客観的な審議が行われる体制を構築しております。

○監査委員会(原則四半期に1回開催)

グループ全体の内部監査に関する重要な事項を審議します。

○リスク管理委員会(必要に応じて随時開催)

グループ全体のリスク管理及びコンプライアンスに関する重要な事項を審議します。

○報酬委員会(必要に応じて随時開催)

当社及び株式会社三井住友銀行の取締役及び執行役員に関する次の事項等を審議します。

- ・報酬及び賞与に関する事項
- ・その他報酬に関する重要事項

○人事委員会(必要に応じて随時開催)

当社及び株式会社三井住友銀行の取締役に係る次の事項等を審議します。

- ・取締役候補者の選定に関する事項
- ・役付取締役の選任及び代表取締役の選任に関する事項
- ・その他取締役の人事に関する重要事項

監査役は、取締役会をはじめとした当社の重要な会議に出席し、取締役等から事業の報告を受けるとともに、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査部署や子会社、会計監査人からの報告聴取等を通じて、当社・子会社の業務執行状況の監査を実施しております。当社は監査役による監督・監視機能を重視しており、役付取締役経験者を常任監査役に選任しているほか、監査役から経営者への提言等を含めた意見交換を定期的に行うなど、監査役監査の実効性向上を図っております。

なお、当社は監査役の半数を社外監査役としており、社外監査役は公認会計士及び会社経営者としての豊富な経験と高い識見に基づいた提言や意見表明を行っております。

(業務執行)

取締役会の下に、グループ全体の業務執行及び経営管理に関する最高意思決定機関として「グループ経営会議」を設置しております。同会議は取締役社長が主宰し、取締役社長が指名する役員によって構成されます。業務執行上の重要事項等については、取締役会で決定した基本方針に基づき、グループ経営会議を構成する役員間で行った協議を踏まえて採否を決定したうえで執行しております。さらに、グループ経営会議の一部として「内部監査会議」を設置し、グループ経営会議を構成する役員に内部監査部署の長を加え、監査に関する事項の協議を行っております。

また、グループ各社の業務計画に関する事項については、「グループ戦略会議」を設け、当社及びグループ各社の経営レベルで意見交換・協議・報告を行っております。さらに、三井住友銀行については、当社の取締役9名(うち社外3名)のうち、8名(うち社外3名)が同行の取締役を兼務することを通じて、業務執行状況の監督を行っております。また、株式会社SMFGカード&クレジット、三井住友ファイナンス&リース株式会社及び株式会社日本総合研究所の3社については、当社の各社所管部担当役員が取締役(社外取締役を含む)に就任し、業務執行状況の監督を行っております。

内部統制システム

当社では、健全な経営を堅持していくために、会社法に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を内部統制規程として定めるとともに、内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制等、内部統制システムの整備による磐石の経営体制の構築を重要な経営課題と位置付け、取り組んでおります。

(内部統制規程)

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

第1条 取締役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程、文書管理規則に則り、適切な保存及び管理を行う。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

第2条 当社のグループ全体における損失の危険の管理を適切に行うため、リスク管理の基本的事項をリスク管理規程として定め、リスク管理担当部署が、経営企画担当部署とともに、各リスクについて網羅的、体系的な管理を行う。

当社のグループ全体のリスク管理の基本方針は、取締役社長の指名する役員で構成されるグループ経営会議で決裁のうえ、取締役会の承認を得る。

グループ経営会議、担当役員、リスク管理担当部署は、前項において承認されたグループ全体のリスク管理の基本方針に基づいて、リスク管理を行う。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

第3条 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、業務計画を策定し、それに基づく業務運営及び業績管理を行う。

各取締役が適切に職務の執行を分担するとともに、組織規程、グループ会社規程等を定め、これらの規程に則った役職員への適切な権限委譲を行う。

(役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

第4条 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社の社会的責任に関する共通理念であるビジネス・エシックスを定めるとともに、コンプライアンス・マニュアルを制定し、役職員がこれを遵守する。

グループにおけるコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規程の整備や研修等、コンプライアンスに関する具体的な年間計画を取締役会で策定し、体制整備を進める。

会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制評価規程を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用するとともに、その有効性を評価する。

当社及び役職員による法令等の違反を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

上記の実施状況を検証するため、各部署から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、その結果を取締役会、グループ経営会議等に対して報告する。

(企業集団における業務の適正を確保するための体制)

第5条 グループ全体の業務執行及び経営管理に関する最高意思決定機関として、取締役会のもとにグループ経営会議を設置する。業務執行上の重要事項等は、取締役会で決定した基本方針に基づき、グループ経営会議における協議を踏まえ、採否を決定したうえで執行する。

グループ全体における一元的なコンプライアンス体制を維持するため、グループ会社規程及びコンプライアンス・マニュアルグループ会社規則を定め、これらの規程に則った適切な管理を行う。

グループ会社間の取引等の公正性及び適切性を確保するため、グループ会社間の取引等に係る方針をグループ内取引管理規則として定め、同規則に基づいた運営及び管理を行う。また、これらの取引等のうち、グループ全体の経営に重大な影響を与える可能性のある取引等については、グループ経営会議で決裁のうえ、取締役会の承認を得る。

(監査役の職務を補助すべき使用人の体制、取締役からの独立性)

第6条 監査役の監査業務の遂行を補助するために、監査役室を設置する。

監査役室の使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。

(役職員が監査役会または監査役に報告をするための体制等に係る事項)

第7条 役職員は、当社もしくはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見したときには、当該事実を監査役に対し報告する。

役職員は、その業務執行について監査役から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。

(監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に係る事項)

第8条 内部監査担当部署は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役が自らの監査について協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。

代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努める。

(内部監査体制)

当社は、業務ラインから独立した監査部を設置しております。

監査部は、グループの最適経営に資するため、グループの業務運営の適切性や資産の健全性の確保を目的として、当社各部に対する内部監査を実施し、コンプライアンスやリスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性を検証しております。また、グループ各社の内部監査機能を統括し、グループ各社の内部監査実施状況について、バックデータの検証やサンプルによる実査等を取り入れたモニタリングを通じ、各社の内部管理態勢の検証を行うとともに、必要に応じてグループ各社に対する監査を実施しております。監査結果については、内部監査会議及び監査委員会に対して定例的に報告を行っております。また、監査委員会で審議が行われたのち、取締役会へ報告が行われております。

監査部は、内部監査に関する国際的な団体である内部監査人協会(注)の基準に則った監査手法を導入し、リスクベース監査を行うとともに、これをグループ各社にも展開しております。また、監査役、監査部及び会計監査人は、必要に応じて情報交換を行うことにより、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

平成21年3月末現在の監査部の人員は、30名(株式会社三井住友銀行との兼務者10名)となっております。

(注) 内部監査人協会(The Institute of Internal Auditors, Inc. (IIA))

内部監査人協会とは、内部監査人の専門性向上と職業的地位確立を目指し、1941年に米国で設立された団体です。内部監査に関する理論・実務の研究を行っている他、内部監査の国際的資格である「公認内部監査人(CIA)」の試験開催及び認定を行っています。

(会計監査の状況)

当社はあずさ監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。なお、継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 佐藤正典、沼野廣志、山田裕行

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 24名、会計士補等 49名、その他 18名

(コンプライアンス)

当社は、コンプライアンス体制の強化を経営の最重要課題の一つと位置付け、グループ全体の健全かつ適切な業務運営を確保する観点から、グループ各社のコンプライアンス体制等に関して、適切な指示・指導、モニタリングが行えるよう、体制を整備しております。

取締役会・グループ経営会議では、コンプライアンスに関する重要な事項の決定を行うとともに、関連施策の進捗を把握し、必要に応じて、適宜指示を行っております。

また、コンプライアンス担当役員、関連部長のほか、外部有識者が参加する「コンプライアンス委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンス強化等に関する事項を審議しております。

なお、具体的なコンプライアンス体制整備の企画・推進については、「総務部」が、各部からの独立性を保持しつつ、これを実施することとしております。

その他、当社では、企業としての自浄作用を高めるとともに、通報者の保護を図ることを目的として、内部通報制度を設けております。本制度は、当社役職員による法令や内部規程への違反の事態について、従業員からの直接の通報を受け付け、問題の端緒を速やかに把握し、拡大の未然防止を図ることを狙いとするもので、通報受付窓口として、社内部署に加え外部弁護士も対応しております。

(反社会的勢力排除に向けた体制整備)

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力の関与を排除するため、反社会的勢力の不当な介入を許さないこと、いかなる利益も供与しないこと、また、捜査当局からの要請には最大限協力することを基本方針としております。

当社では、反社会的勢力の関与の排除を、コンプライアンスの一環として位置付け、総務部を統括部署として情報収集・管理の一元化を行うとともに、警察や弁護士など外部専門機関との連携も図っております。

また、当社として、反社会的勢力との取引排除に関する規程を整備するとともに、主要グループ会社においては、反社会的勢力との取引排除に関する規程を制定することを義務付け、それに基づき、不当要求防止責任者の設置、マニュアルの整備や研修の実施等、当社グループとして、反社会的勢力との関係を遮断する体制整備に努めております。

(リスク管理)

当社は、グループ全体のリスク管理に関する基本的な考え方として、当社がグループ全体として管理すべきリスクの種類を特定したうえで「グループ全体のリスク管理の基本方針」を策定し、この基本方針に則してグループ各社が適切なリスク管理態勢の整備・実施を図るよう、当社が必要な指導及びモニタリングを行う旨を定めています。これに際し、グループ全体のリスクを総合的に管理する観点から、リスク管理に関する統括機能を有した「リスク統括部」を設置し、企画部とともに各リスクについて網羅的、体系的な管理を行っております。

さらに、「グループ全体のリスク管理の基本方針」は、グループ経営会議で決裁のうえ、取締役会の承認を得るというプロセスをたどり、グループ経営会議、担当役員、リスク管理担当部署等は、こうして承認された基本方針に基づいてリスク管理を行います。

(CSRへの取組み)

当社は、CSRへの取組みを強化するため、「グループCSR委員会」を設置するほか、企画部内に「グループCSR室」を設置しております。グループCSR委員会では、企画部担当役員を委員長として、社会貢献、環境活動を含む、グループ全体のCSR活動に関する事項を協議しております。

また、当社では、CSRの基本方針として定めた「CSRの定義」及び「CSRの共通理念」に基づきCSR活動を推進しております。

<CSRの定義>

「事業を遂行する中で、お客さま、株主・市場、社会・環境、従業員に、より高い価値を提供することを通じて、社会全体の持続的な発展に貢献していくこと」

<CSRの共通理念＝「ビジネス・エシックス」>

○お客さま本位の徹底

私たちは、お客さまに支持される企業集団を目指します。そのために、常にお客さまのニーズに合致するサービスが何かを考え、最良のサービスを提供することにより、お客さまの満足と信頼を獲得します。

○健全経営の堅持

私たちは、自己責任原則に基づき、公正、透明かつ健全な経営を堅持する企業集団を目指します。そのために、株主、お客さま、社会等のステークホルダーとの健全な関係を維持しつつ、効率性と長期的視点に立った業務運営、適時かつ正確な情報開示を通じ、持続的な成長と健全な財務体質を堅持します。

○社会発展への貢献

私たちは、社会の健全な発展に貢献する企業集団を目指します。そのために、企業の公共的使命と社会的責任を自覚し、広く内外経済・産業の安定的な発展に貢献する業務運営に努めると共に、「良き企業市民」として社会貢献に努めます。

○自由闊達な企業風土

私たちは、役職員が誇りを持ちいきいきと働ける企業集団を目指します。そのために、人間性を尊重すると共に、高い専門性を持つ人材を育成し、もって、自由闊達な企業風土を醸成します。

○コンプライアンス

私たちは、常にコンプライアンスを意識する企業集団を目指します。そのために、私たちは、業務の遂行において常に、私たちのビジネス・エシックスを意識すると共に、監査や検査の指摘に対する速やかな行動を確保し、もって、法令諸規則や社会の良識に則した企業集団を確立します。

なお、当社は、持株会社としての「管理・検証」機能のさらなる強化、複眼化を図ることを目的に、監査部内に「グループ業務管理室」を設置しております。同室では当社グループのコンプライアンス、CS・品質管理、CSR活動等に関する経営管理の適切性等を検証しております。

また、当社グループ各社におけるCS推進体制やお客さまの声の分析状況を報告、審議することを目的に、「グループCS委員会」を設置しております。

さらに、三井住友銀行では、平成18年7月に、同年4月新設の「品質管理部」を事務局として「CS・品質向上委員会」を設置してお客さまのご意見やご要望、従業員の提言をより積極的に経営に活かす体制を整備しております。

(情報開示)

当社は、適時適切な情報開示を実施するため、「情報開示委員会」を設置しております。情報開示委員会では、財務部担当役員を委員長として、情報開示に係る内容の適正性及び内部統制の有効性・改善策に関する事項を協議しております。

会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役である岩本繁氏は公認会計士であり、また同じく社外取締役である野村晋右氏は弁護士であり、ともに当社との間に特別な利害関係はございません。

社外取締役である横山禎徳氏は、当社との間に特別な利害関係はございません。

社外監査役である伊東敏氏は公認会計士であり、当社との間に特別な利害関係はございません。

社外監査役である荒木浩氏は東京電力株式会社の顧問であり、社外監査役である宇野郁夫氏は日本生命保険相互会社の取締役会長であります。いずれも当社との間に特別な利害関係はございません。

なお、当社及び当社グループ会社は、東京電力株式会社及び日本生命保険相互会社と通常の営業取引がございます。

また、当社は、上記の社外役員との間に、会社法第427条第1項の規定により、1,000万円または同項における最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償を限定する契約を締結しております。

役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する報酬等は、次のとおりであります。

取締役に対する報酬等 224百万円（支給人数 11名）

監査役に対する報酬等 77百万円（支給人数 6名）

（うち社外役員に対する報酬等 42百万円（支給人数 6名））

- （注）1. 取締役及び監査役に対する役員賞与金の支払いに係る費用はありません。
2. 報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員退職慰労金の支払いに係る費用（取締役50百万円（うち社外取締役3百万円）、監査役13百万円（うち社外監査役3百万円））が含まれております。

取締役の定数

当社は、取締役3名以上を置く旨定款に定めております。

取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び当該選任決議は累積投票によらない旨定款に定めております。

自己の株式の取得の決定機関

当社は、機動的に自己株式の取得を行うため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う旨定款に定めております。

中間配当の決定機関

当社は、機動的に株主への利益還元を行うため、取締役会決議により、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

株式の種類ごとに異なる数の単元株式数の定め、議決権の有無又はその内容の差異及び株式の保有について特に記載すべき事項

(株式の種類ごとに異なる数の単元株式数の定め)

当社は、平成21年1月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施するとともに、単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。なお、優先株式については株式分割を実施していないことから、単元株式数を定めておりません。

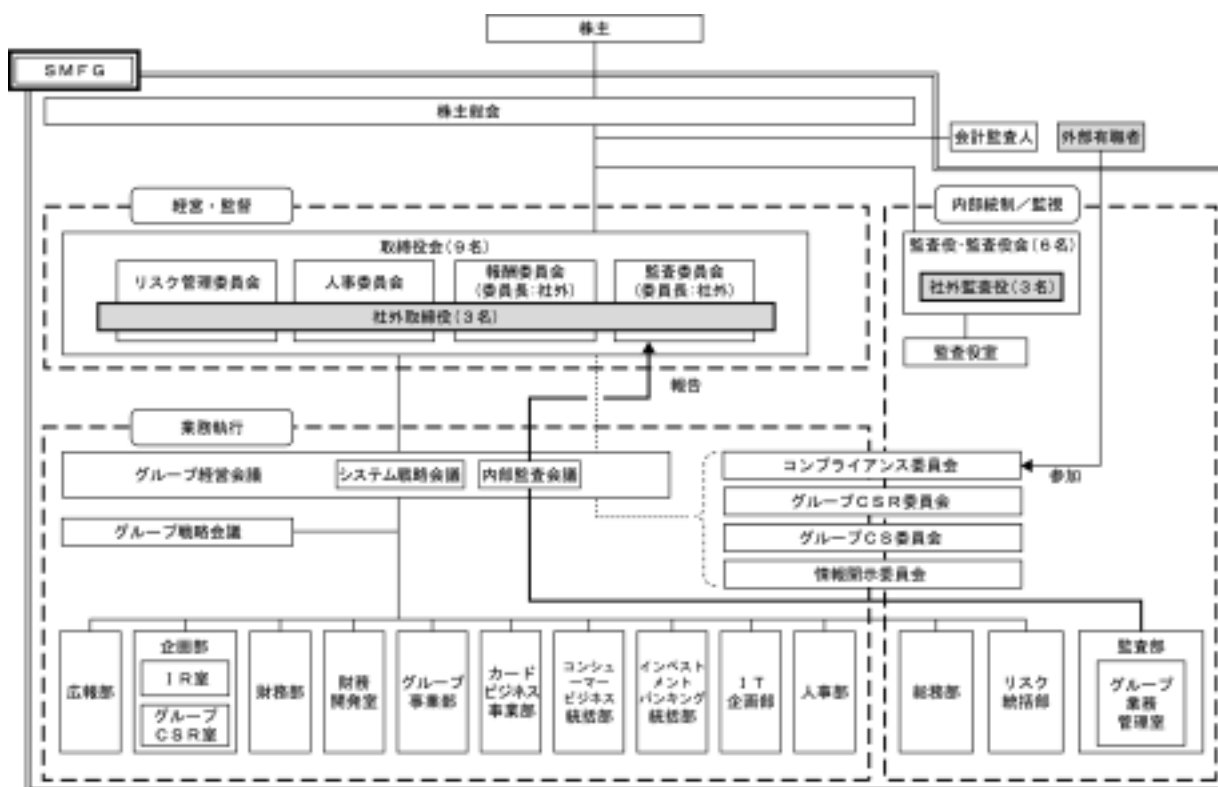
(議決権の有無又はその内容の差異)

第1回第四種優先株式、第2回第四種優先株式、第3回第四種優先株式、第4回第四種優先株式、第9回第四種優先株式、第10回第四種優先株式、第11回第四種優先株式、第12回第四種優先株式(以下、第1回から第4回及び第9回から第12回までの各回の第四種優先株式をそれぞれ「各回第四種優先株式」という)を有する株主及び第1回第六種優先株式を有する株主は、株主総会において議決権を有しておりません(ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有します)。これは、当該優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものであります。

(株式の保有について特に記載すべき事項)

各回第四種優先株式の保有について、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、当社との間で平成15年1月15日締結の優先株式引受契約書(以下「各回第四種優先株式引受契約書」という)において、当社により割り当てられ保有する各回第四種優先株式につき、一定の場合を除き、譲渡その他の処分を行わないこと等を約しています(なお、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが、各回第四種優先株式引受契約書に従い、各回第四種優先株式を譲渡した場合には、各回第四種優先株式引受契約書に定める権利義務は、当該各回第四種優先株式を譲り受けた者に承継されます)。

第1回第六種優先株式の保有について、割当先が第1回第六種優先株式を第三者に譲渡する場合
には、当社による事前の同意を必要とします。ただし、第1回第六種優先株式の払込期日(平成17
年3月29日)後8年目の応当日以降はこの限りではありません。



(平成21年6月29日現在)

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査証明業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査証明業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	—	3,064	0
連結子会社	—	—	950	80
計	—	—	4,014	80

(注) 当連結会計年度における提出会社の監査証明業務に基づく報酬には、ニューヨーク証券取引所への上場準備に係る米国監査基準による会計監査の報酬が含まれております。

【その他重要な報酬の内容】

当社の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGメンバーファームに対して、監査、税務及び海外拠点の現地法人化に係る助言等に係る報酬を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務について、重要なものではありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査時間、提出会社の規模及び業務の特性等を総合的に勘案することにより決定しております。